

大阪・難波宮跡

なにわのみや

- 1 所在地 大阪市中心区大手前四丁目ほか
- 2 調査期間 第九七―三次調査 一九九七年(平9) 五月―一
九九八年三月

- 3 発掘機関 (財)大阪府文化財協会

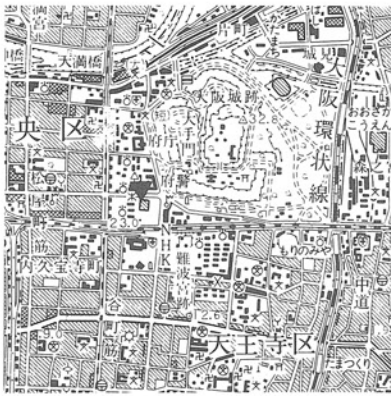
- 4 調査担当者 佐藤 隆・李 陽浩

- 5 遺跡の種類 都城跡

- 6 遺跡の年代 七世紀―八世紀

- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

難波宮は上町台地の北端、現在の大阪市中心区法円坂を中心に営



(大阪東北部)

まれた宮である。二時期の遺構が重なっているが、そのうち古い方が前期難波宮で、七世紀中頃に孝徳天皇の難波遷都に伴って造営され、天武天皇の朱鳥元年(六八六) 正月に焼失するまで存続した「難波長柄豊碕宮」と考えられている。



遺構検出状況 (東から)

一九九七年度の宮城北西部における調査で、北西に開く谷と、その中に築かれた石組み溝・水溜めを検出した。谷は、塀で区画し倉庫を整然と配置した「内裏西方官衙」の西方官外にある。石組み溝は、〇・五m以上の花崗岩の自然石を積み、内法約〇・五m深さ約一mである。途中から蓋をもつ暗渠となり、蓋石には一・五m以上重さ約一・八tもの巨石が用いられていた。谷頭の水溜めからほぼ谷筋の方向に延び、湧き出た水を北西へ流す機能をもつ。本調査地から約二〇〇mのところと同様の石材が出土している。一連のものとするとは相当長い水路が築かれていたことになる。

水溜めは約八m×五mの隅丸長方形で、深さは一mほどである。周囲は部分的に石を積むが、大部分は粘土を盛って固められていた。水溜め内や周辺では四カ所で木柁が組まれ、底には玉石が敷かれていた。これらの年代は、出土土器が七世紀中頃を下らないことから、前期難波宮に属すると考えられる。今回報告する木簡二点と木簡を転用した人形代一点は、この水溜めから出土した。

谷の南東に広がる倉庫群は『日本書紀』朱鳥元年正月条にある「難波大藏省」にあたるという考えが出されている。この倉庫群と、水溜めおよび石組み溝という組合せは、未だ検討すべき点を残すものの、倉庫令倉於高燥処置条における「(倉庫の)側に池渠を開け」という規定に関連する可能性がある。

8 木簡の釈文・内容

(1) ・×奴我罷間盜以此□在

×□言在也自午年□^{〔国カ〕}

・×於是本奴主有□□□

×□^{〔知カ〕}ア君之狂此事□□言□

136×41×6 061*

(2) ・「謹啓

・□^{〔初カ〕}然而

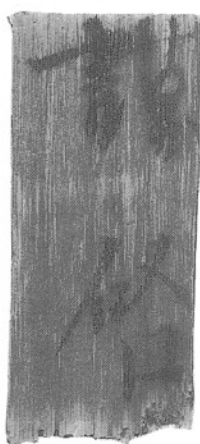
(57)×(25)×2 019

(3) 山ア王

(127)×20×3 019



(3)



(2)

(1)は、もとは両面に二行以上にわたって文字が記された木簡で、再加工して人形代に転用されたものである。字の向きは人形代の上下と反対で、人の首の部分では字が加工によって切られているのが観察できる。頭の部分は木簡の下端部に近いところであろう。側面が本来のものか再加工によるものかは不明である。表の一行目の「□」は「往」か「住」であろう。遺存状態は良好で、ほとんどの文字は判読できたが、全体の文意については検討中である。ただ、先述した転用の状況からみても、まじないとは直接関わらない内容であると考えられる。

(2)は「謹啓」の書き出しで始まる文書木簡である。「謹啓」の用例は奈良県飛鳥池遺跡出土木簡にもあるが（奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』一三）、伴出遺物から年代は本例の方が古い。

(3)は残存する部分の上半部に「山ア王」のみが記され、その上下や裏面には文字はない。古代において「山部王」の名は『日本書紀』天武元年条や『万葉集』に見られ、桓武天皇の諱としても知られている。伴出遺物の年代からは、この木簡に記された人物は天武元年（六七二）、壬申の乱において没した「山部王」の可能性がある。

これまでも難波宮跡周辺で出土した木簡はいくらか報告されているが、年代が造営前に遡るか、同時期でも宮域からはずれたところにおけるものであった。前期難波宮の中枢部付近から木簡が出土

したのは今回が初めてであり、貴重な資料といえることができる。

以上三点の木簡の釈文は、奈良国立文化財研究所において東野治之・榮原永遠男両氏、同研究所史料調査室の諸氏、および当協会古市 晃・鳥居信子氏によって検討された成果による。

9 関係文献

（財）大阪市文化財協会『葦火』七三（一九九八年）

同『葦火』七四（一九九八年）

同『葦火』七六（一九九八年）

（佐藤 隆）